平成２４年３月１日判決言渡　同日原本領収　裁判所書記官

平成２３年（ワ）第９１２号　損害賠償請求事件

口頭弁論終結日　平成２４年１月２３日

判　　決

大阪府和泉市緑ヶ丘２丁目１３番１０号

原　　告　小　林　洋　一

大阪府和泉市府中町二丁目７番５号

被　　告　和　泉　市

同代表者市長　辻　宏　康

同訴訟代理人弁護士　比　嘉　廉　丈

同　　上　比　嘉　邦　子

同　　上　川　上　　確

同　　上　橋　本　匡　弘

同　　上　酒　井　美　奈

同　　上　勝　谷　沙　恵

主　　文

１　原告の請求を棄却する。

２　訴訟費用は原告の負担とする。

事　実　及　び　理　由

第１　請求

１　被告は，原告に対し，金２０万円及びこれに対する訴状送達の日の翌日（平成２３年９月１４日）から支払い済みまで年５分の割合による金員を支払え。

２　訴訟費用は被告の負担とする。

第２　事案の概要

本件は，他の自治体の監査結果をコピーした監査結果通知を本件より前にも被告から受けたと称する原告が，平成２３年３月７日に地方自治法（以下「地

自法」という。）２４２条に基づき被告に対して行った住民監査請求（以下「本件監査請求」という。）について，被告の監査委員が，本件監査請求の監査結果通知（以下「本件監査結果通知」という。）に監査請求事項を異にする他の自治体の監査結果を丸写しして引用し，原告の請求した事項に関する判断をせずに他の事項に関する判断をしたのみで，本件監査請求に理由がないと結論づけたことによって，精神的苦痛を被ったと主張して，国家賠償法１条１項に基づき，損害賠償等を求める事案である。

1　前提事実等

(1)　平成１８年の原告による監査請求（甲５）

ア　原告は，平成１８年４月５日，被告に対して，監査請求を行った。

この監査請求において，原告は，和泉市議会事務局が市会議員等に市民の葬儀情報をファクシミリで送信しているところ，当該送信に要した通信費の支出が違法な財務会計行為であると主張した。

その理由は，大要，和泉市議会事務局による上記ファクシミリ送信は和泉市役所市民課から市営葬儀及び火葬受付簿の葬儀情報に関する情報提供を受けた上で行われているものであるところ，そもそも，市民課が当該情報に関して得た目的外利用の同意は，口頭による漫然としたものであって議員等に対する情報提供についての同意を含むものでないため，市民課による上記情報提供は違法といえ，したがって，その後行行為である上記ファクシミリ送信費用の支出も違法となる，というものであった。

イ　その後，原告は，同年６月１日付けの上記監査請求についての監査結果通知を受けた。

この監査結果通知においては，「第２　監査の実施」の項において，「先行行為の性質、違法・不当事由の内容と程度、先行行為と財務会計行為との関係等を総合的に判断し、財務会計行為と直接、一体的な関係がある先行行為については監査の対象となり、先行行為に重大かつ明白な違法

性・不当性がある場合には、財務会計行為も違法性・不当性を有するものと解すべきである。」，「市民課から議会事務局への本件情報提供にかかる事務違反は、後行行為である財務会計行為と事務手続き上、直接一体的な関係にあるということができず、市長の個人情報保護の政策・姿勢を当該保護条例を尺度に追求するほかなく住民監査請求の理由とはならないと判断する。」，「次に（イ）の議会事務局職員の議員等へのフアックスによる本件情報の提供決定と、（ウ）の情報提供による費用（フアックス代）の支出に係る部分については、事務手続きが一連性を有し前者が後者の直接の原因であるということができ、直接、一体的な関係にあると認められることから監査対象となるものと判断した。」との記載がある。

また，「第３　監査の結果」の項には，「監査委員の判断」として，「本件請求において、請求人らは、議会事務局が議員に提供している本件情報の提供にかかる費用の支出は公費で賄う性格のものでなく、違法・不当と主張していると解されるので、以下このことについて判断する。」，「以上のことを総合的に検討すると、議員等への個人情報（葬儀情報）の提供が違法又は不当であるとする請求人の主張、理由は、いずれも財務会計行為の違法性又は不当性に直接結びつくような重大かつ明白な違法性・不当性又は瑕疵に該当するとは認められないことから、請求人の主張にはいずれも理由がないものと判断する。」などの記載もある。

(2)　被告において国からの介護保険財政調整金が実態に即した場合に交付されるべき金額よりも過小に交付されるに至った経緯（乙１０）

ア　被告の職員は，平成２１年度分の介護給付費財政調整交付金算定のための諸係数等調において，第一号被保険者の所得段階別被保険者数を報告するにあたり，国における所得段階区分と和泉市における所得段階区分とが同一でなかったところ，大阪府から交付された資料にそれぞれの区分の対応関係が明示されていたにもかかわらず，和泉市における所得段階区分で

第６段階の区分の被保険者数の取扱いを誤った。

すなわち，①国における所得段階区分の５段階の区分の被保険者数として報告すべきであるのは，和泉市における所得段階区分の５段階及び６段階の区分の被保険者数であるのに，和泉市における区分で５段階の区分の被保険者数のみを国における区分の５段階の被保険者数として報告するとともに，②国における所得段階区分の６段階の区分の被保険者数として報告すべきであるのは，和泉市における所得段階区分の７段階と８段階の区分の被保険者数であるのに，和泉市における区分で７段階と８段階の被保険者数だけでなく，上記のとおり本来国における区分の５段階の被保険者数として報告すべき和泉市における区分で６段階の区分の被保険者数をも含めた数を，国における区分の６段階の被保険者数として報告した。

イ　平成２２年２月２３日，被告において，上記アの過誤により，本来交付されるべき介護給付費財政調整交付金の額より過小な交付額となることが判明したので，国による交付金交付決定の前であったことから，その後，大阪府を通じて，国に対し，本来交付されるべき額の決定及び交付を行った。

ウ　しかし，被告は，国から，大阪府を通じて，国が過小交付額差額分について協議することを条件として，当初の過誤による被保険者数の報告に基づいた交付申請を行うようにといわれたことから，これに応じることにした。

(3)　平成２３年の原告による住民監査請求等（当事者間に争いがない。なお，甲１，２）

ア　大阪府和泉市の住民である原告は，平成２３年３月７日，被告に対して，「和泉市職員措置請求書」と題する書面を提出し，住民監査請求を行った。

同書面には，「これらの誤った事務処理、大阪府の指摘にも拘わらずチェックを行わなかった職務懈怠は（中略）不法行為を構成する。」，

「誤った事務処理は少なくとも過失に相当する。」，「過少額５２，００５，０００円の１／３の１５，６０２，０００円が損害となる。」，「いきがい健康部高齢介護室室長以下関連する職員の不法行為責任により、前記損害額に相当する金員の返還を請求する等必要な措置を求める。」等の記載がある。

イ　原告は，平成２３年３月１５日，被告の要請により，被告に対して，「補正書」と題する書面を提出した。

同書面には，「市は損害を与えた職員等に損害賠償請求件（ママ）を有するところ、その請求を怠っている。」，「損害賠償請求を怠ることは「違法又は不法に財産の管理を怠る事実」に該当する。」等の記載がある。

(4)　上記(3)の監査請求に関する被告による監査（当事者間に争いがない。なお，甲３，４。）

ア　被告は，平成２３年４月２８日付けで，原告に対し，「和泉市職員措置請求に係る監査の結果について（通知）」と題する書面を発出した（本件監査結果通知）。

なお，本件監査通知には，「第２　監査の実施」の項に「１　介護保険調整交付金の誤った申請により生じた調整交付金の不足額が債権に当たるか。また、当時の関係職員への損害賠償を求めることができるか。」との記載があるほか，「第３　監査対象部局の説明」の項に「このような事情に照らせば、諸係数の報告に齟齬をきたしたことについては、職員に過失があったとは評価することができないものである。」，「過少交付差額のうち残り３割分について省令改正の要望を行うなどの対応を行っており、介護保険特別会計に対し、市は法定繰入金（１２．５％）以外の繰入れは行っておらず、市に損害を与えていない。」等の記載がある。

そして，「第４　監査の結果」中の「２　本件に係る判断」には，次のように記載されている。

「以上のような事実関係の確認、監査対象部局の説明に基づき、本件請求について次のように判断する。

平成２１年度分介護給付費財政調整交付金算定のための諸係数等調について、大阪府を通じ厚生労働省に提出した第１号被保険者の所得段階別被保険者数の振り分けに誤りがあったこと。また、平成２２年１月２２日及び同年２月１７日にあった大阪府からの諸係数等の確認依頼に対し、確認漏れにより誤りの是正をしなかったことは確認した事実である。これらの事実により、結果として国から交付されるべき本来の介護給付費財政調整交付金が交付されなかった。

本件の介護給付費財政調整交付金は、全国の自治体が算出した諸係数に従って配分されるものであり、国の交付決定をもってはじめて和泉市が債権者としての補助金請求権を有するものであるため、誤った数値報告に基づくとはいえ、国が決定した交付金額と本来報告すべき正しい数値に基づき試算した交付予想金額との差額は、和泉市が当然請求できる債権（和泉市の財産）ではない。

また介護保険特別会計に対し市は法定繰入金（１２．５％）以外の繰入れは行っていないことから市に損害を与えてはいないことになる。

本件請求の対象行為にあたる法第２４２条第１項に規定する住民監査請求の対象となる「違法又は不当に公金の賦課、徴収を怠る事実」に該当するものとは認められない。よって本件は財産の管理を怠る事実にも該当しない。」

イ　なお，大阪府箕面市における監査結果（甲４）の表現を引用し，又は参考にした部分が存在することについては，当事者間に争いがない。

２　当事者の主張

(1)　争点(1)（住民監査請求に関して監査請求人個人に慰謝料請求権が発生し得るか否か。）

【原告の主張】

住民監査請求の請求人の地位は公益的かつ公法的なものであるが，国家賠償法上においても保護に値する権利ないし利益に該当し，監査委員がその付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行使した等の特別な事情があるときは，国家賠償請求が可能であると解される。

【被告の主張】

監査委員は，監査請求人個人のために監査及び必要な措置を講ずべき義務を負うものではないことから，監査委員の監査行為は，監査請求人個人との関係において，国家賠償法１条１項の「違法」の評価を受けることのない行為である。また，住民監査請求にかかる監査の結果に不服がある場合には，住民訴訟を提起して司法審査を受けることができるのであるから，監査請求人の保護に欠けることにもならない。

(2) 争点(2)（住民監査請求に関して監査請求人個人に慰謝料請求権が発生し得るとした場合，本件において原告に慰謝料請求権が発生しているか否か。）

【原告の主張】

ア 原告は，平成１８年，議員への議会事務局からの市民の葬儀情報の提供に関して監査請求したが，被告から，北海道北見市と東京都の監査結果をコピーした監査結果通知を受けた。

イ(ア) 原告は，本件監査請求に関して，原告が監査請求した対象たる財務会計行為とは異なる財務会計行為に関する他の自治体の監査結果を丸写しした本件監査結果通知を受けた。

(イ) すなわち，原告は，「被告の職員による所得段階別被保険者数の報告を誤った行為が不法行為にあたり，同行為によって被告に損害を与えたことから，被告はその損害賠償請求権を有しているのにその行使をせず，違法又は不当に財産の管理を怠っている」旨主張して本件監査請求を行ったのに，被告の監査委員会は，本件監査結果通知において，「本件

の介護給付費財政調整交付金は、国の交付決定をもってはじめて和泉市が債権者としての補助金請求権を有するものであるため、誤った数値報告に基づくとはいえ、国が決定した交付金額と本来報告すべき正しい数値に基づき試算した交付予想金額との差額は、和泉市が当然請求できる債権（和泉市の財産）ではない。」，「本件請求の対象行為にあたる法第２４２条第１項に規定する住民監査請求の対象となる「違法又は不当に公金の賦課、徴収を怠る事実」に該当するものとは認められない。」などと，原告の主張する財務会計行為と異なる財務会計行為について判断した。

ウ(ア) 監査にあたって他の自治体の監査結果を参照し，一部転用することが許されることは論を待たない。

しかし，監査委員は，地自法１９８条の３第１項において，その職務を遂行するに当たっては，常に公平不偏の態度を保持して監査をしなければならない旨規定されているなど，自らの能力を最大限に発揮し，全力をもって，職務に当たることが期待されているところ，本件のように，監査を求めた財務会計行為とは全く別の財務会計行為について判断し，その上その判断部分が他の自治体の監査結果の丸写しだというのでは，当該監査請求が全く意味をなさないことになる。また，請求人である原告の監査請求に応答したとは評価できないもので，公正な監査を期待した原告の期待権を侵害するものである。

(イ) 本件監査は，監査は行われたがその監査が違法な方法・プロセスによるもので，住民監査請求制度を蔑ろにする極めて重大な背信行為であり，監査委員の職責放棄そのものであって，裁量権の範囲内ともいえないし，故意又は過失に基づくものであることは明らかである。

(ウ) 以上によれば，本件監査は不法行為に該当するが，原告は，一度目の不当な監査によって新たな代表監査委員が選任されたことから体質改善

がなされると期待していたにもかかわらず，本件監査請求でも不当な監査結果通知を受け，大きな精神的な打撃を受けた。

その精神的苦痛に対する相当な慰謝料額は，少なく見積もっても，２０万円を下らない。

【被告の主張】

ア　原告による本件監査請求では，「職員の誤った報告により市に損害を与え，市はその損害を請求する権利を有するところ，それは債権であり市の財産であるから，請求を怠ることは財産の管理を怠ることにあたるとして請求したものである」ところ，本件監査結果通知は，「介護保険特別会計に対し市は法定繰入金（１２．５％）以外の繰り入れは行っていないことから市に損害を与えてはいないことになる。」と判断しており，原告の請求事項に対する判断を行っている。すなわち，本件監査請求においては，市の損害の有無が争点となっており，和泉市監査委員は，この点について，市に損害が発生していないとの判断をし，原告の監査請求には理由がないものと判断したのである。

なお，「本件請求の対象行為にあたる法第２４２条第１項に規定する住民監査請求の対象となる「違法又は不当に公金の賦課、徴収を怠る事実」に該当するものとは認められない。よって本件は財産の管理を怠る事実にも該当しない。」との判断部分は，その内容の妥当性の問題は措くとして，付加的な判断部分に過ぎないから，この記載により，原告の請求事項に対する判断を行っていないということにはならない。

イ　本件監査請求については，平成２３年３月１７日に監査委員会議が開催され，請求人の陳述聴取の日時や場所を決定したり，同月３１日には関係部局からの意見書等が提出され，同年４月７日には，原告及び関係部局からの陳述を聴取した上で協議を行っており，実質的に監査を行っている。

第３　当裁判所の判断

1　争点(1)について

(1)　住民監査請求の請求人は，住民全体の利益のために，公益の代表者としての公法上の立場において同請求を行うものであるから，請求人である住民が，監査委員に対して監査及び必要な措置等を求め得る地自法上の地位は，請求人の私的な権利，利益の保護を目的とするものではなく，公益的かつ公法的なものである。また，監査委員の監査結果等の内容も，請求人の個人的権利又は法的利益に影響を与えるものとはいえない。

本件において，原告は，地自法を引用して監査委員の地位について論じてその職務に反している旨主張する（その趣旨は判然としないが，善解すれば，当該地自法の規定に反し違法と主張する趣旨と解される。）ほか，住民監査請求に関して原告の期待権等が侵害されたと主張して，国家賠償法１条に基づいて請求をしている。

しかし，同条にいう「違法に他人に損害を加えた」というためには，単に監査結果がその直接の根拠法令等に違背するというだけでは足りず，公権力の行使により個人の私的な権利，利益が侵害されたことを要すると解される。

そうすると，仮に本件監査に関する和泉市の監査委員の行為等が地自法に反していたとしても，そのことによって直ちに国家賠償法上の違法性の要件を満たすことにはならないし，また，原告の主張する期待権は，上記の住民監査請求の請求人の地位又は監査委員の監査結果等の内容に関するものに過ぎず，国家賠償法上の保護の対象とならないものというべきである。

そして，一定の場合には国家賠償請求が認められる旨の原告の主張は採用することができない。

以上によれば，原告の主張には理由がない。

(2)　なお，仮に原告の主張する前提に立った上で，本件に顕れた全証拠を検討してみても，本件監査結果通知の記載内容から推認される本件監査の過程に，当該監査委員が違法又は不当な目的を持って監査をしたなどの，原告が主張

すると解される「監査委員がその付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行使した等の特別な事情」が存するとは認めるに足りない。

2　結論

よって，原告の請求は，その余の点について判断するまでもなく，理由がないから棄却することとし，主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所岸和田支部

裁判官　　谷　地　伸　之

大阪 10-048734

これは正本である。

平成24年3月1日

大阪地方裁判所岸和田支部

裁判所書記官　下　川　　泉

大阪 10-048734